

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種「依頼書」発行申請書

守口市長様

令和 年 月 日

標記の件につきまして、下記1～4のとおり申請します。

【申請にあたっての注意事項】 下記の事項について、ご理解のうえ、申請をお願いします。	提出先
・ 依頼書は即日発行できません。申請書が到着してから「依頼書」発行まで、約1～2週間かかります。 ※特に10月～11月は申請が多いため、時間がかかります。接種予定日までの期間に余裕を持って申請してください。	守口市市民保健センター (住所：守口市大宮通1丁目13番7号)
・ 原則、申請者は被接種者(接種する人)本人です。 ※「被接種者の本人確認書類」の添付が必要です。(ご家族が代理申請する場合は、「申請するご家族の本人確認書類」も必要。)	
・ 接種前に「依頼書」を発行した場合に限り、接種費用の償還払いを実施。(申請期限は接種日から6か月以内) ※接種前に「依頼書」を発行していない場合や、申請と異なる医療機関で接種した場合は、償還払いできません。 また、必要書類が期限内に揃わない場合や記入不備がある場合も払い戻しできません。期限内に余裕を持って手続きしてください。	市役所本庁では、受付できません

1. 申請者 ※ あてはまる□に✓してください → □ 被接種者(接種する人)本人が申請 □ 代理で申請 (被接種者との関係を()内に記入)

氏名

住所

電話番号

添付書類チェック

☐ 申請者の「本人確認書類の写し」を添付(※介護保険証・マイナンバーカード等)

☐ 返信用封筒(宛名記入・180円切手貼付)を添付

切手が不足している場合は窓口配布となります

※予診票の送付不要または片方の予防接種のみ希望の場合は、110円切手で送付可能。

2. 被接種者 (接種する人)

氏名

生年月日

大正 昭和 年 月 日 (歳)

住所

守口市

接種を希望する予防接種にチェック

☐ インフルエンザ

☐ 新型コロナウイルス感染症

被接種者の「本人確認書類の写し」を添付(上記は、代理申請の場合のみ)

☐ ※60～64歳の方は、身障手帳の写しを添付

3. 「依頼書」の発行を申請する理由(下記「ア」～「オ」のあてはまるものに○をつけてください。)

ア. 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び老人保健施設のいずれかに入所中のため。

施設の種類 (①養護老人ホーム・②特別養護老人ホーム・③軽費老人ホーム(ケアハウス)・④老人保健施設(介護老人保健施設))

施設の住所 : 都道府県 市

施設の名称 :

【注意】大阪府内の「ア」に該当する施設の入所者は「依頼書」があれば、施設が所在する市町村で、当該市町村の住民と同等の公費助成を受けることが可能。
(例) 守口市民が大阪市の特養に入所中の場合、「依頼書」があれば大阪市民と同様に、大阪市の定期接種として公費助成を受けることが可能。

イ. 上記以外の「施設(有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅など)」に入所中のため。

施設の種類 (① 有料老人ホーム ・ ② サービス付き高齢者住宅(サ高住) ・ ③ グループホーム ・ ④ 介護医療院 ・ ⑤ その他)

施設の住所 : 都道府県 市

施設の名称 :

ウ. 医療機関に入院中のため。

エ. かかりつけ医が委託外の医療機関であり、かかりつけ医での接種を希望するため。

オ. その他 (具体的な理由を記入→)

4. 接種する医療機関

※接種する医療機関の住所・名称を必ず記入してください。(医療機関が不明の場合は「予防接種依頼書」を発行できません。)
申請と異なる医療機関での接種は償還払いの対象外のため、医療機関を変更する場合は、改めて申請が必要となります。

医療機関の住所 : 都道府県 市

医療機関の名称 : (病院 ・ 医院 ・ クリニック ・ 診療所 ・ センター)

接種予定日 : 令和 年 月 日 ・ 未定

予診票の送付についてチェック ☐ 必要 ☐ 不要

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種「依頼書」発行申請書

守

★依頼書の発行には、約1～2週間程度かかります。

接種予定日まで期間に余裕を持って申請してください。

令和8年11月5日

標記の件

【申請にあたっての注意事項】 下記の事項について、ご理解のうえ、申請をお願いいたします。

- 依頼書は即日発行できません。申請書が到着してから「依頼書」発行まで、約1～2週間かかります。
※特に10月～11月は申請が多いため、時間がかかります。接種予定日までの期間に余裕を持って申請してください。
- 原則、申請者は被接種者（接種する人）本人です。
※「被接種者の本人確認書類」の添付が必要です。（ご家族が代理申請する場合は、「申請するご家族の本人確認書類」の添付が必要です。）
- 接種前に「依頼書」を発行した場合に限り、接種費用の償還払いを実施。（申請期限は接種日か
※接種前に「依頼書」を発行していない場合や、申請と異なる医療機関で接種した場合は、償還払いできません。
また、必要書類が期限内に揃わない場合や記入不備がある場合も払い戻しできません。期限に余裕を持ってください。

★申請者は原則、被接種者本人です。

①「被接種者の本人確認書類」の写し添付が必要です。

★ご家族の代理申請も可能ですが、

①「被接種者の本人確認書類」の写しと
②「代理人の本人確認書類」の両方の添付が必要です。1. 申請者 ※ あてはまる□に✓してください → □ 被接種者（接種する人）本人が申請 ☒ 代理で申請 （被接種者との関係を（ ）内に記入）
夫

氏名 守口 太郎

住所 守口市大宮通1-13-7

電話番号 06-6992-2217

添付書類 チェック ☒ 申請者の「本人確認書類の写し」を添付（※介護保険証・マイナンバーカード等）☒ 返信用封筒（宛名記入・180円切手貼付）を添付 切手が不足している場合は窓口配布となります

※予診票の送付不要または片方の予防接種のみ希望の場合は、110円切手で送付可能。

2. 被接種者（接種する人）

氏名 ☐ 申請者と同じ（記入不要）
☒ " と異なる（要記入） → 守口 花子大正
生年月日 昭和 36 年 11 月 1 日 （ 65 歳 ）住所 ☒ 申請者と同じ（記入不要）
☐ " と異なる（要記入） → 守口市☒ 被接種者の「本人確認書類の写し」を添付
（上記は、代理申請の場合のみ）

添付書類

☐ ※60～64歳の方は、身障手帳の写しを添付接種を希望する
予防接種にチェック ☒ インフルエンザ ☒ 新型コロナウイルス感染症

3. 「依頼書」の発行を申請する理由（下記「ア」～「オ」のあてはまるものに○をつけてください。）

ア. 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム

施設の種類（ ①養護老人ホーム ）

施設の住所：

施設の名称：

「ア」を選択した「大阪府内」の施設に入所中の方へ

大阪府内の申合せにより、大阪府内の「ア」に該当する施設に入所中の大阪府民は、接種前に「予防接種依頼書」を発行し持参すれば、当該施設のある市町村の住民と同じ扱いで、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けることが可能です。

【注意】 大阪府内の「ア」に該当する施設の入所者は「依頼書」があれば、施設が所在する市町村で、当該市町村の住民と同等の公費助成を受けることが可能。

（例） 守口市民が大阪市の特養に入所中の場合、「依頼書」があれば大阪市民と同様に、大阪市の定期接種として公費助成を受けることが可能。

イ. 上記以外の「施設（有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅など）」に入所中のため。

施設の種類（ ① 有料老人ホーム ・ ② サービス付き高齢者住宅（サ高住） ・ ③ グループホーム ・ ④ 介護医療院 ・ ⑤ その他 ）

施設の住所： 大阪 都道府県 守口市 〇〇町*番*号

施設の名称： 有料老人ホーム □□□ もりぐち

ウ. 医療機関に入院中のため。

エ. かかりつけ医が委託外の医療機関であり、かかりつけ医での接種を希望するため。

オ. その他（具体

★ 所在する市町村で、定期接種を実施する医療機関である必要があります。

4. 接種する医療機関

※接種する医療機関の住所・名称を必ず記入してください。（医療機関が不明の場合は「予防接種依頼書」を発行できません。）

申請と異なる医療機関での接種は償還払いの対象外のため、医療機関を変更する場合は、改めて申請してください。

医療機関の住所： 大阪 都道府県 大阪 市 城東区〇〇町*番*

医療機関の名称： 田中 （病院・医院・クリニック・診療所・センター）

接種予定日： 令和 年 月 日 ・ 未定 予診票の送付についてチェック ☐ 必要 ☒ 不要

★守口市の予診票が、必要かどうかは、医療機関に確認してください。